

# 大山町長選挙及び 大山町議会議員一般選挙

4月16日(日)  
投票予定!

任期満了による大山町長選挙及び大山町議会議員一般選挙が、4月11日(火)に告示、4月16日(日)に投票が行われます。選挙期日に投票を行うことができない方は、期日前投票に行きましょう。

## 投票できる方

平成11年4月17日以前に生まれた人で平成29年1月10日以前から大山町に住民登録し、引き続き町内に在住している人が投票できます。  
※投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません。



選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き上げられました。

## 郵送します 投票入場券

投票所入場券は郵送します。1枚のハガキに1人分の入場券を印刷していますので、ご自分の名前が印刷されている入場券を持参して投票所へお出かけください(入場券を紛失された場合でも、選挙権のある方は投票できますので、各投票所でお申し出ください。)

## 投票日に都合の悪い場合は期日前投票を

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などがあって投票所へ行けない場合は、期日前投票ができます。

期間	4月12日(水)から4月15日(土)まで
場所	大山町役場本庁、中山支所、大山支所 ※いずれの期日前投票所からでも投票できます
時間	午前8時30分から午後8時まで

## 不在者投票を

- ・指定病院、老人ホームなどからの投票  
不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば申し出によってその施設で投票ができます。
- ・町外からの投票  
投票日に町外に滞在していて投票所に行けない場合は、不在者投票の期間内に滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合、あらかじめ大山町選挙管理委員会事務局へ投票用紙などの請求をする必要があります。
- ・郵便による自宅からの投票  
郵便等投票証明書の交付を受けている人は、郵便による不在者投票をすることができます。

## 投票の順序と方法

投票の順序は、最初に「町長選挙」、次に「町議会議員選挙」の投票を行います。  
投票用紙には、氏名表を参考にして、それぞれの立候補者の中から1名の名前を正確に記載してください。それ以外の事を記載すると、大切な一票が無効になるおそれがありますのでご注意ください。

## ◆大山町長及び大山町議会議員一般選挙日程

- ・告示日(立候補届出日)  
日時 4月11日(火)  
午前8時30分～午後5時  
会場 大山町役場本庁
- ・期日前投票  
期間 4月12日(水)～4月15日(土)  
投票時間 午前8時30分～午後8時  
会場 大山町役場本庁、中山支所、大山支所
- ・投票日  
日時 4月16日(日)  
投票所及び投票時間 一覧表のとおり
- ・開票  
日時 4月16日(日)午後8時15分～  
会場 名和農業者トレーニングセンター

## 【お問い合わせ先】

大山町選挙管理委員会事務局  
☎0859-54-5201